

# あかし保健所 1階多目的ホール利用案内

## はじめに

あかし保健所1階多目的ホールは、2019年4月に市内における保健衛生及び市民福祉の向上を図る目的の施設となりました。この趣旨及び本利用案内をご理解いただいたうえで、施設をご利用いただきますよう、お願いいたします。

## 使用の条件

下記の内容の場合は、使用できません。ご確認の上、申込してください。

- ・営業目的で事業を営む者が、物品販売その他の営業行為を行うとき
- ・公安、風俗、その他公益を害する恐れがあるとき
- ・保健所の施設を損傷するおそれがあるとき
- ・その他使用を不相当と認めるとき

下記の場合は、申込の後でも、使用いただけないことがあります。

- ・災害時や悪天候、施設の改修等
- ・感染症等の発生や国事（選挙等）

## 1 申し込み受付

### (1) 受付期間

①受付開始日は利用いただく多目的ホールの広さによって異なります。

例) 全面を1月28日に使用される場合、受付開始日は前年の7月1日となります。

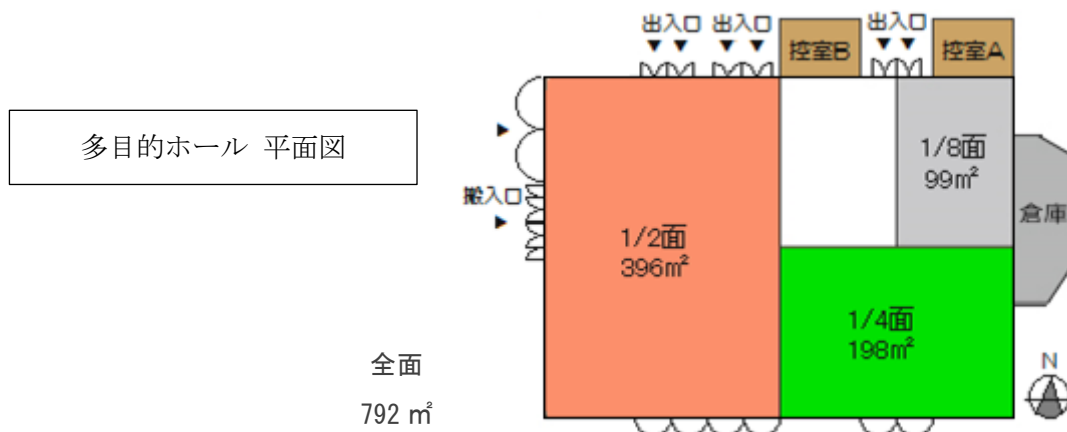
月の初日が土・日・祝日の場合はその次の平日が受付開始日になります。

使用区分	面積	最大定員		受付開始日
		イスのみ	机・イス	
全面	792 m <sup>2</sup>	800名	400名	使用日の6月前の属する月の初日
1/2面	396 m <sup>2</sup>	400名	200名	使用日の4月前の属する月の初日
1/4面	198 m <sup>2</sup>	200名	100名	使用日の4月前の属する月の初日
1/8面	99 m <sup>2</sup>	100名	50名	使用日の3月前の属する月の初日

【受付日時】 午前9時～12時及び午後1時～5時まで

12月29日から1月3日は受付しておりません。

※電話での受付は受付開始日のみ午後1時からとなります。ご注意ください。



- ②受付期間は受付開始日から使用希望日の前日までです。それ以降は受付できません。ただし、休祝日及び使用日直前の受付は使用の条件の判断が難しい場合、許可できないことがあります。できるだけ平日でお早目にお申し込みください。
- ③受付開始日の午前9時10分の時点で来庁されている本予約の方の希望日時が重複している場合は、抽選を行います。尚、電話での受け付けは受付開始日のみ午後1時からとなります。
- ④多目的ホールの貸出は使用区分に関わらず1団体のみとし、同時に複数団体の使用はできません。  
例) 1/2面を予約されている時間帯に、1/4面もしくは1/8面の使用はできません。
- ⑤多目的ホールは5日までであれば連続して使用できます。その場合は、連続した日の初日から起算した受付開始日での受付をします。

### (3) 申し込み方法

#### ①本予約

- ・申請者が直接ご来庁のうえ、使用許可申請書を提出し、その場で使用料を納めてください。後日、使用許可書を郵送します。
- ・以下の場合、別途、手続きが必要になりますので、窓口でご確認ください。  
☆市や県から委託を受けている事業など許可の判断のために、契約関係書類の提出をいただく場合があります。  
☆利用内容によっては保健所、消防署、警察署からの許可書の写しが必要になる場合があります。  
☆市との共催事業および市内に事務所を有する福祉団体が主催する事業と認められる場合は、使用料が一部免除になります。その場合は、証明できる資料の提出が必要になりますので、窓口でご確認ください。

#### ②仮予約

- ・仮予約できるのは1回（連続して使用する場合は5日まで）だけです。複数回の仮予約はできません。
- ・仮予約はご来庁されるか、電話で受付できます。Faxは受付できません。
- ・仮予約されてから5日以内に、申請者が直接ご来庁のうえ使用許可申請書を提出し、使用料を納めてください。
- ・期日までに使用許可申請の手続きが無い場合は、仮予約を取り消します。

※原則、Faxでは受付しておりません。ただし、来庁及び電話が難しい場合はFax(078-936-7916)でご相談ください。

## 2 使用日の変更、使用の取消

### (1) 使用日の変更

使用日の変更は、使用日の変更に限り1回だけ、許可します。

①当初の使用日の7日前まで変更申請の受付ができます。

②受付期間を超えた使用日での変更はできません。

「1申込受付」の「(1) 受付期間」をご参照ください。

③使用者、使用目的、使用時間、使用区分は変更できません。

※①～③の内容で変更できない場合は、当初の予約を一旦取消し、再度、新規申請していただくようになります。取消の場合は、(2) ②の表のとおり、キャンセル料が発生する場合がありますので、ご了承ください。

### (2) 使用の取り消し

①使用を取り消す場合は、申請者が直接ご来庁のうえ、あかし保健所多目的ホール使用取消申請書兼使用料還付請求書に許可書を添えて提出してください。

②使用の取り消しが承認された場合は、使用料を還付（口座振込）します。

取り消し申請日	多目的ホール使用料	附属設備使用料
使用日の4月前まで	全額還付	全額還付
使用日の4月前の日の翌日から 30日前まで	8割還付	全額還付
使用日の29日前の日から前日まで	2割還付	全額還付
使用日当日	還付しない	還付しない

### (3) 使用者の責任でない事由で使用できない場合

災害時や悪天候、施設の改修等、使用者の責任でない事由で多目的ホールが使用できない場合や、感染症等の発生や国事（選挙等）により明け渡しをお願いする場合があります。これら使用者の責任でない事由の場合は、全額を還付します。警報発令やJR等の計画運休などで使用者が利用できないと判断した場合も、同様とします。

①使用できない旨の連絡は、事由が発生し、施設が利用できないことが判明した時点で、申し込み者に電話で連絡します。

②使用料の還付には、あかし保健所多目的ホール使用取消申請書兼使用料還付請求書の提出が必要となります。使用予定日から7日以内に許可書を添えて、窓口にご提出ください（郵送でも受付できます）。

### 3 多目的ホールの利用時間、利用料金

(1) 開館時間 午前9時から午後9時まで(貸出の時間帯は下記の表をご覧ください。)  
夜間のご利用がない場合、午後5時40分に閉館します。

(2) 休館日 毎週月曜日、12月29日から1月3日

#### (3) 使用料

##### 1 多目的ホール

使用区分	午前	午後	夜間	午前・午後	午後・夜間	全日	超過金額
	午前9時～正午	午後1時～午後5時	午後6時～午後9時	午前9時～午後5時	午後1時～午後9時	午前9時～午後9時	
全面	22,000円	29,300円	22,000円	51,200円	51,200円	73,200円	3,700円
1/2面	11,000円	14,600円	11,000円	25,600円	25,600円	36,600円	1,800円
1/4面	5,500円	7,300円	5,500円	12,800円	12,800円	18,300円	900円
1/8面	2,800円	3,700円	2,800円	6,400円	6,400円	9,200円	500円

##### ◎使用時間の延長について

- ・多目的ホールの運営上支障がある場合、時間延長はできません。
- ・延長は30分までです。30分を超える延長は、次の使用区分を予約してください。  
(夜間及び全日は終了時間が閉館時間と同じ午後9時のため、延長はできません。)
- ・早朝についても30分延長(8時30分から使用)できますが、必ず事前に申請してください。

##### 2 附属設備

附属設備名	単位	使用料(1回につき)
音響設備	一式	5,000円
プラズマディスプレイ	一式	1,000円
プロジェクター	一台	1,000円
金屏風	一双	1,000円

◎午前、午後、夜間それぞれ使用した毎に1回とします。

全日(午前9時～午後9時)まで使用された場合は、3回として計算します。

◎机(3人掛、80台)、イス(500脚)は多目的ホールの倉庫に保管しています。

無料でお使いいただけますが、使用される場合は、事前にお申し出ください。

設営、片付けは利用者で責任を持って行ってください。

##### 3 駐車場

多目的ホールを利用される場合、駐車場使用料の割引はできません。

#### 4 使用者の遵守事項

※使用前によくお読みください

- ・利用人員は、使用場所の定員を超えないこと。
- ・許可を受けずに物品の販売等をしないこと。
- ・所定の場所以外において火気を使用しないこと。
- ・多目的ホール内で張り紙、釘打ち等をしないこと。
- ・許可を受けた設備以外のものを使用しないこと。
- ・あかし保健所附属設備の持ち出しをしないこと。
- ・あかし保健所の運営上支障をきたすような行為をしないこと。
- ・館内を含む敷地内で喫煙をしないこと。
- ・館内を含む敷地内でアルコールの飲食は原則、できません。
- ・所定の場所以外で飲食はしないこと。
- ・他の利用者や近隣の住民に迷惑をかけること。
- ・あかし保健所職員ならびに管理人の指示に従うこと。
- ・上記内容を遵守できない場合は、許可の取り消し、その他明石市長が行う一切の措置について異議をのべないこと。

#### (暴力団等排除に関する特約事項)

- ・暴力団員でないこと。
- ・暴力団員が役員等として、経営に関与している事業者でないこと。
- ・暴力団員を監督者として使用し、又は代理人として専任している事業者でないこと。
- ・暴力団員が事業活動に支配的な影響力を有する事業者でないこと。
- ・自分たちの利益や、特定の者に損害を与える目的で、暴力団を利用しないこと。
- ・暴力団又は暴力団員に対して、金品などの利益の供与をする行為をしないこと。
- ・暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係があると認められるような行為をしないこと。
- ・明石市長が、明石警察署長に申請者の暴力団等排除に関する特約事項に関し意見照会すること並びに明石警察署長から得た情報を明石市長が他の業務において暴力団を排除するために利用し、又は市の関係部署において相互に提供することに同意すること。
- ・暴力団等排除に関する特約事項に違反した時は、許可の取り消し、その他明石市長が行う一切の措置について異議をのべないこと。

#### 原状回復について

- ・使用後は原状回復（ゴミの持ち帰り、汚れた床などの清掃、備品等の返却等）をしてください。

〒674-0068 明石市大久保町ゆりのき通1丁目4-7  
あかし保健所  
【予約受付】1階案内窓口  
TEL (078) 936-7915  
【施設管理】福祉局あかし保健所保健総務課  
TEL (078) 918-5414